

議第 1 号, 議第 3 号, 議第 4 号, 議第 6 号ないし議第 1 1 号, 議第 1 7 号,
議第 1 9 号ないし議第 2 2 号及び議第 2 4 号に対する付帯決議

平成 25 年度から京都市交通局厚生会及び京都市上下水道局職員等厚生会等を廃止統合し, 京都市職員厚生会として一般財団法人化されることとなった。

京都市職員厚生会について平成 20 年に事業主負担の凍結を決定して以来, 多くの事業見直しや施設の閉鎖を行ったことは議会の指摘を受けたものと評価できる。

事業主負担である補助金交付については, 本来, 補助金が市税その他の貴重な財源で賄われるものであることから, 交付の目的及び効用, 補助対象の事業目的及び実施状況等を十分に検証したうえで, 公正かつ適正に執行されなければならないものである。

しかるに, 厚生会への補助金交付が, 補助金の適正化と透明性を確保するために制定された「京都市補助金等の交付等に関する条例」の適用除外とされて運用されてきたことや, 第三者意見を反映すべき評議委員や監事も, 全て職員で運営されてきていることや, さらに凍結期間に会費も凍結していた厚生会がある等, 市民から見て開かれた組織とは言えず, 極めて不透明な状況になっていることが予算審議の中で明らかになった。

こうした中, 市民負担を強いる平成 25 年度予算編成の一方で, 特別対策として平成 21 年度から交付の凍結を継続してきた厚生会への補助金を凍結解除することは, はばたけ未来へ! 京プランで示された厚生会の統合再編や, 一般財団法人化への移行と同時期になったとはいえ, 市民に対する説明責任が十分に果たされてきたとは言い難いものである。

議会も引き続き報酬の 10 パーセント削減を決めるなど市民負担を減らす努力が求められている中, 地方公務員法に規定されている厚生会の一般財団法人化は認められるものの, 職員厚生会組織の改革案や, 事業の廃止及び見直し等今後の事業計画案, 向こう 50 年間の補助金交付額及び財政見通し案等, 市民が理解できる職員厚生会の抜本改革案が市民に提示されなければ, 補助金交付の再開は到底容認できるものではない。

よって, 市長は, 平成 25 年度の事業主負担を凍結し, 職員厚生会から, 具体的な抜本改革案が市会に報告され, 了承されるまでの間は, 補助金交付を執行停止すべきである。